

平成 26 年 9 月 28 日

平成 26 年(ソラ)第 3 号 抗告申立事件 合理的裁判請求権侵害事件

平成 25 年(ワ)第 137 号 表現の自由及び参政権侵害事件

原告 岩崎 信

被告 延岡市

福岡高等裁判所宮崎支部 御中

再 抗 告 状

原告 岩崎 信

住所 宮崎県延岡市北川町長井 4940 (送達場所)

電話 050-5891-5084

Fax 0985-68-3032

頭書事件について、民訴法 330 条の規定により、再抗告する。

(原決定の表示)

主文

- 1 本件申立を却下する。

抗告の趣旨

1. 原決定を取り消す。
2. 裁判所は、事件番号「平成 25 年(ワ)第 137 号」の原告の訴えの変更を認めるか、又は、訴えの変更を認めない部分については別訴として期日を指定するか、しなければならない。

との趣旨の決定を求める。

抗告の理由

1. 原審決定は憲法違反である。法的審尋請求権の侵害である。
2. 憲法違反の主張についての言及がなされていない。理由不備である。
3. 憲法 32 条、31 条、17 条、市民的政治的権理国際規約 14 条に違反するとの主張に関する言及がない。理由不備である。

4. 原審決定について:

2 一件記録によれば、別訴事件において本件決定がされているが、これによって、抗告人が新たな訴えを提起したとはいえず、したがって、口頭弁論期日を指定すべき訴えは存在しない。また、この点を措くとしても、本件申立ては、抗告人が、口頭弁論期日指定の職権発動を求めるものであるところ、裁判長は、その職権を発動しなかったに過ぎないのであるから、本件において、抗告をすることができる裁判(民事訴訟法 328 条参照)は存在しない。以上のおりであるから、本件抗告は不適法でその不備を補正することができないことが明らかである。

「これによって、抗告人が新たな訴えを提起したとはいえず」とあるが、原告本人がそれを望んでいることを意志表明しているのであるから、それを無視することはできない。裁判請求権の侵害となる。

「抗告人が、口頭弁論期日指定の職権発動を求めるものであるところ、裁判長は、その職権を発動しなかったに過ぎない」とあるが、民訴法 139 条及び民訴規則 60 条に違反する不作為である。当然なされるべきことがなされないから、なすように求めているのである。なされなくてもよいことを求めているわけではない。

「抗告をすることができる裁判(民事訴訟法 328 条参照)は存在しない」とあるが、訴えの提起に伴う期日指定申立ては、「訴訟手続に関する申立て」であり、それを不作為によって却下しているのであるから、抗告することのできる裁判である。

民事訴訟法 (口頭弁論期日の指定)

第一百三十九条 訴えの提起があったときは、裁判長は、口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。

民事訴訟規則 (最初の口頭弁論期日の指定・法第一百三十九条)

第六十条 訴えが提起されたときは、裁判長は、速やかに、口頭弁論の期日を指定しなければならない。ただし、事件を弁論準備手続に付する場合(付することについて当事者に異議がないときに限る。)又は書面による準備手続に付する場合は、この限りでない。

2 前項の期日は、特別の事由がある場合を除き、訴えが提起された日から三十日以内の日に指定しなければならない。

5. 平成 26 年 6 月 5 日付、抗告状、及び 6 月 26 日付、抗告理由補充書の抗告理由全文を引用する。再抗告審での裁判を求める。

以上